9．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

1．資産除去債務に関する会計基準及び資産除去債務に係る特定の除去費用等の費用計上時における会計処理の適用

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会）に基づき、当事業年度より、これらの会計基準等を適用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが168,563,162円増加しておりますが、このうち、当事業年度期首までの経過調整分は149,644,503円であり、当事業年度の純増分は18,918,659円であります。

なお、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

2．不要財産の国庫納付等に係る会計基準の適用

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会）に基づき、当事業年度より、これらの会計基準等を適用しております。

注記事項

1．貸借対照表関係

運営費交付金の国からの財源措置により充当されるべき賞与及び退職給付の見積額

賞与の見積額	335,725,578円
退職給付の見積額	8,181,187,604円

2．損益計算書関係

⑴　人件費の内訳

役員報酬	80,598,993円
法定福利費（役員）	11,338,132円
退職手当（役員）	6,321,700円
職員給与及び手当	4,648,816,092円
法定福利費	781,355,401円
退職手当	227,981,200円
その他の人件費	194,268円

⑵　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、2,878円であり、当該影響額を除いた当期総利益は4,408,331円であります。

⑶　雑益の内訳

職員宿舎使用料	42,909,596円
貸倒引当金戻入	9,090,856円
違約金	8,601,000円
施設使用料	3,948,000円
入校者宿舎使用料	3,465,000円
その他の雑益	5,064,398円

3．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	16,765,576,807円
現金及び預金勘定のうち定期預金	5,115,275,977円
資金期末残高	11,650,300,830円

⑵　重要な非資金取引

ファイナンス・リース取引による資産の取得は、59,920,000円であります。

4．行政サービス実施コスト計算書関係

⑴　損益外減価償却相当額の計上額

後述7の資産除去債務の認識における契約終了時の原状回復費の償却額155,108,376円については、会計処理上資本剰余金から控除しておりますが、本計算書においては、損益外減価償却相当額として表示しております。

⑵　引当外賞与見積額の算定

当期末における引当外賞与見積額	335,725,578円
前期末における引当外賞与見積額（△）	349,481,555円
引当外賞与見積額	△13,755,977円

⑶　引当外退職給付増加見積額の算定

（退職一時金制度）

期末在職者に係る退職給付見積額の増加額	213,134,405円
期中退職者に係る前期末退職給付見積額（△）	225,494,330円

（厚生年金基金制度）

年金債務に係る退職給付見積額の増加額	194,441,642円
引当外退職給付増加見積額	182,081,717円

このうち、国からの出向者に係る引当外退職給付増加見積額は58,804,668円であります。

5．減損損失関係

減損を認識した固定資産

①減損を認識した固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

用途	場所	種類	帳簿価額
旧三重障害者職業センター	三重県津市	建物	7,459,520円
		土地	67,616,000円
		計	75,075,520円

②減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

③減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
旧三重障害者職業センター	建物	—	59,520円
	土地	—	16,216,000円
	計		16,275,520円

④回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定にあたっては、不動産鑑定評価額を用いております。